

工事費内訳書に明示すべき項目について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）（令和6年6月改正、令和7年12月施行）により、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました（入札契約適正化法第12条）。

これに伴い、入札参加者が入札時に添付する工事費内訳書の参考様式を改定しましたのでお知らせします。また、本市設計書には記載がありませんが、法改正により事業者が作成する内訳書には記載が必要ですので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

1 工事費内訳書に明示すべき項目

1. 材料費
2. 労務費
3. 法定福利費
4. 建設業退職金共済制度の掛金
5. 安全衛生経費

※土木工事等・建築工事等の記載例について、別紙のとおりお示ししますので、入札金額内訳書の作成にあたって参考としてください。なお、様式の欄外での明示による提出でも差し支えありません。

※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下のとおり記載ください。（法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。）

- （1）すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- （2）一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。

2 対象工事・開始時期について

（1）対象工事

一般競争入札及び指名競争入札により発注する全工事

※随意契約案件は対象外です。

（2）開始時期

令和8年10月1日以降に公告・指名通知を行う工事を対象とします。

3 本市入札における取扱いについて

本市発注工事の一般競争入札及び指名競争入札においては、入札金額内訳書に上記の明示すべき項目の記載が無いことをもって、当該入札を無効とするものではありません。

（参考）工事費内訳書に明示すべき項目説明資料

（国土交通省不動産・建設経済局『労務費ダмпिंगを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）』より抜粋）

●材料費及び労務費

材料費及び労務費については、直接工事費として計上されること、見積作成の負担を軽減することから、細別ごとに記載を求めるのではなく、直接工事費の内数として記載することとしている。

材料費については、主要な材料費は必須項目とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費については、任意項目とした。雑材料の算出は煩雑であり、内訳書を作成するための負担を軽減する必要があること、積算上、率計上となっており発注者では把握が困難であるためである。また、建設機械に使用される燃料費についても、算出が煩雑であることが想定されることから任意項目としている。

なお、当面の間、労務費については、積上げ可能な方式（歩掛、施工パッケージ型積算方式等）で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載の価格も含む）により積算した労務費は計上しなくてよい。

表3 工事費内訳書へ記載する内容

	材料費	労務費
必須項目	・ 主要な材料費	・ 積上げ積算方式の工種 ・ 施工パッケージ型積算方式の工種
任意項目	・ 雑材料 ・ 建設機械の燃料費 ・ 仮設材の賃貸料金	・ 市場単価方式の工種 ・ 土木工事標準単価方式の工種 ・ 建設機械の運転労務
不要項目		・ 現場技術職員等の給与・手当 ・ 資材搬入の運転労務

●現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額

●建設業退職金共済制度の掛金（建退共掛金）

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいる場合は、必要金額の記載を行う。

- ・ 下請け予定事業者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合
- ・ 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であり、かつ、当該工事現場に従事する労働者がいる場合

建設業退職金共済制度の掛金納付の対象となる労働者がいない場合は、金額の欄に「－」と記載を行う。

- ・ 入札参加者及び全ての下請予定業者が建設業退職金共済制度の加入事業者でない場合
- ・ 入札参加者が建設業退職金共済制度の加入事業者であるものの、当該工事現場に従事する労働者がいない場合

現場労働者の法定福利費の事業主負担額と建退共の掛金は、公共土木工事の積算上、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

公共建築工事については、現場労働者の法定福利費の事業主負担額は一般的に直接工事費に含まれるため、工事原価の内数として記載することとしている。また、建退共の掛金は、現場管理費に含まれることから、現場管理費の内数として記載することとしている。

●労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費（安全衛生経費）

「安全衛生経費」は、次の表のとおりで、関連する費目は多岐にわたっており、また、積算上の費目としては、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費にまたがっている。

このため、詳細な内訳作成が困難と考えられることから、工事原価の内数として記載することとしている。

表4 「安全衛生経費」の考え方（土木工事の場合）

費用区分		主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等）に示されているもの）	足場		・ 枠組足場、単管足場、吊足場等 ・ 手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幡ネット、安全ブロック、親綱
		支保工		・ 型枠支保工、橋梁架設等支保工
		土留め		・ 仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
		土留め支保工		・ 切梁、腹起（裏込めコン含む）
		作業構台		・ 乗入構台、荷受構台、作業構台 ・ ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車 ・ 重機移動用敷き鉄板
		交通規制		・ 交通誘導警備員
		仮囲い		・ 仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
間接工事費	共通仮設費	準備費	調査費用	・ 埋設物調査試掘ほか
		安全費	交通管理に要する費用	・ 規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			監視連絡等に要する費用	・ 列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
			安全意識、注意喚起に要する費用	・ 各種注意看板標識、安全掲示板
			安全管理等に要する費用	・ ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
			作業環境	・ 換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度ほか） ・ 排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具
			警報設備	・ 土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・ 風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
		営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・ 火薬庫など
		現場環境改善費		・ 照明器具、熱中症対策設備
		現場管理費	疾病・衛生対策費	・ 健康診断（一般・特殊健診）
			安全訓練研修等に要する費用	・ 特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・ 避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

出典：「安全衛生経費確保のためのガイドブック」（株）建設産業振興センター

注）現行の「土木請負工事積算要領」国土交通省に基づき、一部改編

工事費内訳書 作成例について

土木工事等 別紙 1

建築工事等 別紙 2

※ 内訳書の参考様式は、以下の場所からダウンロードできます。

- ① 熊本市ホームページ > 「分類から探す」 > 「しごと・産業・事業者向け」 > 「入札・契約」
> 「工事等の入札・契約情報」 > 「熊本市入札・契約（工事等）ホームページ」
> 「様式集（入札手続関連書類）」

[URL] 熊本市入札・契約（工事等）ホームページ

https://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=3330&class_set_id=2&class_id=148

- ② くまもと県市町村電子入札システム > MENU「規則・様式」
> 「電子入札システム 添付ファイル関係様式」 工事・コンサル
> 「工事費内訳書様式例」 熊本市

[URL] くまもと県市町村電子入札システム

<http://ebid-portal.kumamoto-idc.pref.kumamoto.jp/>

発注者を選択してください。

熊本市長 様

作成日

年 月 日

工 事 費 内 訳 書

土木工事等 作成例

住所 熊本市中央区手取本町 1 - 1

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印不要

工 事 名 ○○道路改良工事

工 事 場 所 ○○地内

(円)

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
道路改良								
	道路土工							◆ 本様式は、一般競争入札における内訳書の参考様式であり、閲覧設計図書の金抜設計書に準じて作成したもので可（土木工事標準積算基準の場合は本工事費内訳表相当、土地改良積算基準の場合は工事費明細書相当）
		掘削工						
			掘削					
		残土処理工						
			土砂等運搬					
			整地					以下のいずれかに該当する工事費内訳書が添付されていた場合、その入札書は無効とします。 ・ 工事費内訳書の合計金額が入札金額と著しく異なるもの（入札金額と工事費内訳書の合計額は必ず一致させてください。） ・ 工事費区分表に相当する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の金額のみ又は入札金額のみで作成されているもの ・ 最後に一括して合計額から値引又は割引等、根拠のない減額項目があるもの（千円未満の端数調整は除く。ただし、本市の積算基準等に別の定めがある場合は、この限りでない。）※積算基準に従い、原則として、端数調整は、一般管理費等で行ってください。 ・ 工事費内訳書の税込額が入札金額（税抜額）となっているもの等、税抜税込の誤りがあるもの ・ 工事名や事業者名等が著しく相違しており、当該入札の工事費内訳書と判断できないもの ・ 他の入札参加者の様式を入手し、使用していることが明らかであるもの（積算を外注している場合等、合理的な理由があるものは除く。）
	排水構造物工							
		作業土工						
			床掘り					
			埋戻し					
		側溝工						
			プレキャストU型側溝					
		管渠工						
			横断暗渠					
		集水樹・マンホール工						
			プレキャスト集水樹					
	○○工							
		○○工						
			○○○○					
			○○○○					
			○○○○					
		○○工						
			○○○○					
			○○○○					
A	直接工事費							
		うち材料費					○○○	一部のみ計上
		うち労務費					—	計上不可
B	その他の経費						○○○	
		共通仮設費					○○○	
		現場管理費					○○○	
		うち法定福利費の事業主負担額					○○○	
		うち建退共制度の掛金					○○○	
	工事原価						○○○	
		うち安全衛生経費					○○○	
	一般管理費等							
C	産廃税							・ 令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（令和7年12月施行）により、工事費内訳書に材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載が必要となりましたので、ご対応をお願いします。 ※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下の通り記載ください。（法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。） ①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。 ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
D	工事価格計（A+B+C）							
E	消費税及び地方消費税相当額							
F	工事費計（D+E）							

産廃税が設計図書で計上されている場合は記載すること。

税抜の工事価格計が、入札金額と一致していること。

発注者を選択してください。

作成日

年 月 日

熊本市長 様

工 事 費 内 訳 書

建築工事等 作成例

住所 熊本市中央区手取本町 1 - 1

商号又は名称 株式会社 ○○

代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○

押印不要

工 事 名 ○○改修工事

工 事 場 所 ○○○丁目○番○号

(円)

種目	科目	中科目	単位	数量	単価	金額	摘要
建築工事							
	直接仮設						
	金属						
	左官						
	塗装						
	内外装						
	ユニット及びその他						
	撤去						
	撤去						
	積込						
電気設備工事							
	電灯設備						
	電灯分岐						
	コンセント分岐						
	撤去工事						
機械設備工事							
	給水設備						
	屋外給水設備						
	屋内給水設備						
	排水設備						
	屋外排水設備						
	屋内排水設備						
	撤去工事						
発生材処理							
	運搬						
	処分						
A 直接工事費							
	うち材料費					○○○	一部のみ計上
	うち労務費					-	計上不可
B その他の経費						○○○	
	共通仮設費					○○○	
	現場管理費					○○○	
	うち建退共制度の掛金					○○○	
	工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額					○○○	
	工事原価のうち安全衛生経費					○○○	
	一般管理費等						
C 産廃税							
D 工事価格計 (A + B + C)							
E 消費税及び地方消費税相当額							
F 工事費計 (D + E)							

産廃税が設計図書で計上されている場合は記載すること。

税抜の工事価格計が、入札金額と一致していること。

◆ 本様式は、一般競争入札における内訳書の参考様式であり、閲覧設計図書の金抜設計書に準じて作成したもので可（中科目内訳相当）

以下のいずれかに該当する工事費内訳書が添付されていた場合、その入札書は無効とします。

- 工事費内訳書の合計金額が入札金額と著しく異なるもの（入札金額と工事費内訳書の合計額は必ず一致させてください。）
- 工事費区分表に相当する直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の金額のみ又は入札金額のみで作成されているもの
- 最後に一括して合計額から値引又は割引等、根拠のない減額項目があるもの（千円未満の端数調整は除く。ただし、本市の積算基準等に別の定めがある場合は、この限りでない。）
※積算基準に従い、原則として、端数調整は、一般管理費等で行ってください。
- 工事費内訳書の税込額が入札金額（税抜額）となっているもの等、税抜税込の誤りがあるもの
- 工事名や事業者名等が著しく相違しており、当該入札の工事費内訳書と判断できないもの
- 他の入札参加者の様式を入手し、使用していることが明らかであるもの（積算を外注している場合等、合理的な理由があるものは除く。）

・令和6年6月改正「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（令和7年12月施行）により、工事費内訳書に材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載が必要となりましたので、ご対応をお願いします。

※市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合は、以下の通り記載ください。（法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。）

- ①すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
- ②一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。